

日社福士発2013-270

2013年9月30日

厚生労働省 社会・援護局

局長 岡田 太造 様

社団法人 日本社会福祉士会

会長 鎌倉 克英

平成25年度地域定着促進事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）の予算減額の撤回を求める要望

日本社会福祉士会（以下、本会）は、47都道府県社会福祉士会の連合体組織であり、8県（神奈川県、長野県、新潟県、三重県、広島県、高知県、佐賀県、鹿児島県）が、各県から地域生活促進事業を受託実施しています。今般のセーフティネット支援対策事業費補助金の3割削減について、以下のとおり要望します。

1. 要望事項

○地域定着促進事業における補助金減額（一律3割削減）の方針を撤回していただきたい。

2. 理由

○施策としての一貫性を欠き、セーフティネット構築を弱体化させること

- ・平成21年度からスタートした地域生活定着支援センター（以下、「センター」）は、今年で5年目を迎えます。特に、平成24年度からは、矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで支援の拡大・拡充がなされ、実施体制の充実を図るための措置として、予算基準額が1700万円から2500万円への増額、職員についても、原則4名配置から原則6名配置とする変更通知が国から出されているところです。
- ・全国的な傾向としても、「コーディネート業務」「フォローアップ業務」等の支援対象者が、年々増加する傾向があります。また、平成24年度の予算増額にともない、センターが必要と認めた場合には、被疑者・被告人の段階から福祉へつなぐ支援（いわゆる入口支援）が事業対象となる旨の通知が出されたことにより、センター業務がさらに拡大され、再犯防止の面でも、その重要性が益々大きくなっているところです。
- ・このような状況の中で、今回の補助金減額（一律3割削減）は、国の施策としての一貫性の面からも、妥当性を欠くものです。
- ・各都道府県のセンターでは、これらの国としての方針をふまえ、平成24年度以降の機能拡充を進めてきた経緯があり、今回の年度途中の予算減額は、センター事業を実質的にストップさせることにつながり、「セーフティネット構築」を弱体化させるものです。

- ・さらにセンターは、生活困窮者自立支援事業を進めるにあたって、重要な関係機関の1つであり、センター事業を実質的にストップさせてしまう減額措置は、生活困窮者を対象とした自立支援の仕組み自体を後退させることとなります。

○年度途中における補助金削減（一律3割減額）は現実的でないこと

- ・平成25年度も、ほぼ上半期が終了した現在、各都道府県のセンターにおいては、委託契約による当初予算に基づき、人件費、事務所経費、その他の活動経費の執行が既に行われています。
- ・年度途中における補助金削減（一律3割減額）という方針は、センター運営の現実を視野に入れておらず、今後の事業展開を不能とし、事業の根幹を揺るがす事態です。各都道府県のセンターにとって、到底、受け入れられる内容ではありません。
- ・年度途中において、事業が実質的にストップしてしまう可能性のある補助金減額（一律3割減額）については、方針の撤回をしていただきたい。

以上